

改定方法（段階的引上・引下）について

1. 現在の給水収益の状況

○令和2年度決算 給水収益（税抜）

水道名	給水収益	
(井原) 上水道	444,597,049 円	82.5%
(芳井) 中央簡易水道	20,631,760 円	3.8%
(芳井) 種花滝簡易水道	1,086,602 円	0.2%
(芳井) 川町簡易水道	699,573 円	0.1%
(芳井) 高原簡易水道	415,218 円	0.1%
(美星) 美星簡易水道	71,369,950 円	13.3%

538,800,152 円

2. 経営戦略における事業統合後の給水収益の見込み

○給水収益（経営戦略中の令和4年度給水収益見込み 料金改定前後：税抜）

水道名	給水収益（改定前(注1)）		給水収益（改定後(注2)）	
	金額	割合	金額	割合
(井原) 上水道	429,723 千円	82.5%	498,456 千円	83.9%
(芳井) 中央簡易水道	19,946 千円	3.8%	42,164 千円	7.1%
(芳井) 種花滝簡易水道	1,024 千円	0.2%	2,457 千円	0.4%
(芳井) 川町簡易水道	667 千円	0.1%	2,304 千円	0.4%
(芳井) 高原簡易水道	398 千円	0.1%	591 千円	0.1%
(美星) 美星簡易水道	69,128 千円	13.3%	48,071 千円	8.1%
計	520,886 千円		594,043 千円	

(注1) 上水道・簡易水道の現行料金による推計

(注2) 上水道の現行料金へ統一した上で15.8%の引上げた場合の推計

3. 改定方法を検討するうえでのポイント

①井原地区・・・料金改定により同地区からの給水収益は約6,900万円増加

《考察》

・井原地区の引上げを後に延ばすことは大きな減収につながる

②芳井地区・・・料金改定により同地区からの給水収益は約2,500万円増加

《考察》

・芳井地区の増収の大半は中央簡水。他の簡水の収入割合は小さく段階的引上げの影響は少ない

③美星地区・・・料金改定により同地区からの給水収益は約2,100万円減少

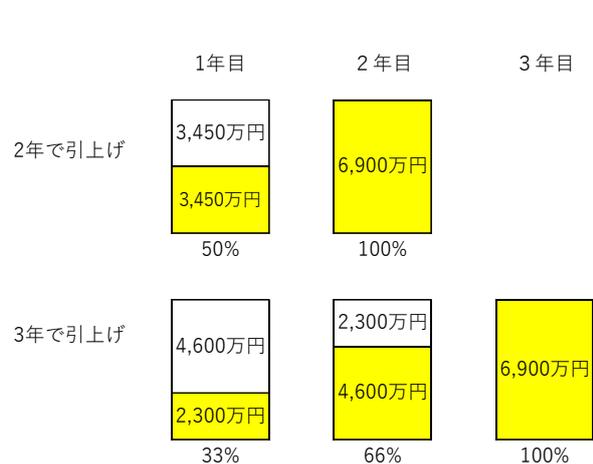
《考察》

・段階的引下げは増収につながる

4. 改定方法について

1) 井原地区（上水道）の段階的引き上げについて

給水収益の内8割以上を井原地区の上水道が占めており、段階的な改定を実施した場合の影響が最も大きい。料金改定による同地区の増収見込額は年間6,900万円であり、2年で引き上げた場合は3,450万円、3年で引き上げた場合は6,900万円の減収となるため、他の財源が確保できなければ資金残高の減少となる。



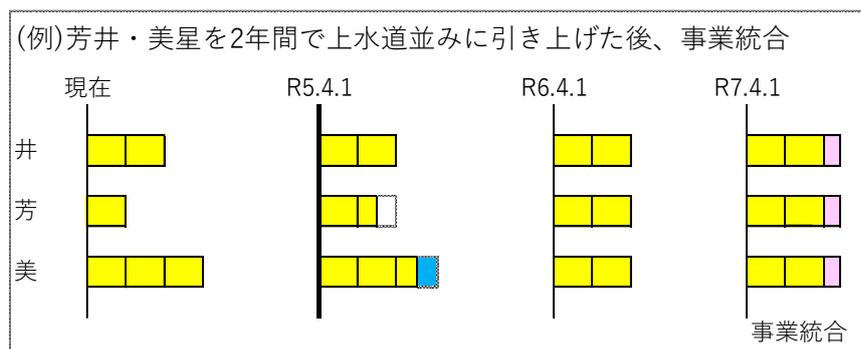
《資金残高の見込み》

- 令和11年度の資金残高目標=5億円
- 新人口ビジョン（井原市推計）による改定率17.3%を用いずに15.8%を採用したことにより令和11年度の資金残高は3億9,500万円（給水収益の約80%）
- 井原地区を2年で引き上げた場合の令和11年度時点の資金残高は約3億6千万円（72%）、3年で引き上げた場合は約3億2千万円（約64%）となる見込み。

○井原地区の段階的引き上げにかかる減収額を考慮すると3年が最長

2) 事業統合の先送りについて

芳井・美星地区の簡易水道の料金を井原地区の現行料金に統一した上で事業統合を行うことも考えられるが、事業統合までの簡易水道の赤字補てん・減収補てんを一般会計に求めることとなるため困難と考える。



3) 芳井地区内の4簡易水道の改定方法について

収入割合の大きい中央簡水と、その他の簡水の改定期間に差を設ける方法なども考えられるが、公平の観点から地区内の細分化は困難と考える。

■改定方法パターン

	改定方法
案①	○経営戦略の改定モデル《1年改定》 事業統合及び料金統一を単年実施
案②	○3地区を2年で段階的に改定《2年改定》 井原・・・2年で15.8%引上げ 芳井・美星・・・2年で最終料金へ
案③	○芳井・美星地区を2年で井原地区の現行料金に一旦統一した上で、全体的に15.8%引き上げる《3年改定》
案④	○3地区を3年で段階的に改定《3年改定》